

白 監 第 2 2 号
令和4年12月1日

白 馬 村 長 丸山 俊郎 様
白馬村議会議長 太田 伸子 様
白馬村教育長 平林 豊 様

白馬村代表監査委員 松 沢 晶 二

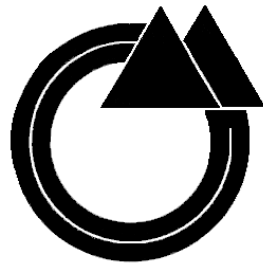
白馬村監査委員 増 井 春 美

令和4年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書を提出します。

令和4年度

定期監査結果報告書



令和4年11月

白馬村監査委員

1 監査日並びに監査対象

(1) 監査日

令和4年11月24日（木）から30日（水）4日間

(2) 監査対象

一般会計

特別会計（国民健康保険事業勘定特別会計・後期高齢者医療特別会計・農業集落排水事業特別会計）

企業会計（水道事業会計・下水道事業会計）

上記会計のうち、令和4年度上半期（令和4年4月1日～令和4年9月30日）を対象とした。

【監査の対象となった事業】

課 名	監 査 内 容
子育て支援課	遠隔健康医療相談サービス業務 予防接種ワクチン購入業務（2社分） 施設型保育給付費交付金 地域型保育給付費交付金 新規事業 保育所等整備補助金の現在の状況
税 務 課	前年度繰越未納額処理状況 コンビニ収納、スマホ決済、クレジット決済の収納状況 地方税共通納税QRコード対応納付書作成業務
健康福祉課	介護予防、日常生活支援総合事業委託（通所型サービスC） 介護予防、日常生活支援総合事業委託（一般介護予防事業） 新型コロナワクチン接種個別接種委託料（住所地外接種分を含む）
観 光 課	八方池山荘建替え計画基本設計業務 HAKUBAシャトルに関する移動交通の最適化業務 地方創生推進交付金事業（4年度事業一式）
総 務 課	白馬村役場庁舎空調設備設置事業（債務負担行為契約） 白馬村役場庁舎屋根改修工事 庁内WEB会議システム環境整備工事
教 育 課	小学校児童送迎バス運行业務（南小、北小） 白馬村学校給食センター機械設備保守点検業務 地下貯蔵タンク廃止工事及び屋外灯油タンク設置工事（南小）
住 民 課	石彫復旧移設工事 ごみ集積場の更新、改修補助金（3か所）（森上区） 前年度繰越未納額処理状況（後期高齢者医療） 証明書コンビニ交付導入事業の現在の状況
生涯学習 スポーツ課	白馬村図書館等複合施設官民連携調査委託 白馬連山氷河調査委託 財産の借上げ（北部トレセン、B&Gプール、北部グラウンドの一部）

課 名	監 査 内 容
建設課	道路メンテナンス補助 橋梁点検業務(繰越分と当年度分) 白馬村航空写真撮影業務 舗装修繕工事(森上 消防署線) 公有財産の交換(土地)
上下水道課	合併処理浄化槽整備事業補助金 ※合併処理浄化槽整備事業補助金を交付した4名の対象施設を下水道排水区域を示した地図に記載した地図も提出 前年度繰越未納額処理状況(水道、下水道) 上水道施設管理システムデータ整備業務 配水管布設工事3(新田 岩岳トンネル南) 産業廃棄物収集運搬業務 白馬村浄化センター再構築基本設計(ストックマネジメント全体計画)業務 財産の借上げ(下水道施設用地 八方)
農 政 課	経営体育成基盤整備事業 実施計画策定業務(北城北部地区) 経営体育成基盤整備事業 換地等調整業務(北城北部地区) 白馬村農業体験実習館 木質バイオマス暖房機設置工事 白馬村農業体験実習館 バリアフリー化工事 多面的機能支払交付金(共同活動支援)

(3) 現 場 等

白馬村役場庁舎屋根改修工事【総務課】

石彫復旧移設工事【住民課】

白馬村農業体験実習館 木質バイオマス暖房機設置工事【農政課】

白馬村農業体験実習館 バリアフリー化工事【農政課】

(4) 監査方針

- ①前年度定期監査及び決算審査における指摘事項の処理状況
- ②事務事業が計画的に進められているか
- ③常に住民の福祉の増進に役立つように進められているか
- ④収納事務は適切に行われているか
- ⑤不経済な支出が行われていないか

2 監査方法

各課の事情聴取と工事現場を確認した。各課の事情聴取については、提出された資料を基に、事務事業の進捗状況、歳入歳出の事務処理等が適切に行われているか確認した。また、工事現場等においては、各事業が当初の目的に沿って円滑かつ効果的に執行されているか確認した。

3 監査結果

財務事務については概ね適正に処理されており、監査を実施した範囲においては、その内容に誤りのない事を認める。各事務事業の執行はそれぞれ適正、かつ効率的に行われており、所期の目的に沿って遂行され概ね良好と認められた。

事務処理上の軽微な事項や助言的事項は口頭により指摘したので省略する。

4 指摘事項・意見

依然として、「新型コロナ感染拡大防止と社会経済活動の維持」という厳しい状況が続いている。感染者数の増減の波はあるものの、行動制限解除により、白馬村の4月から9月までの観光客入り込み数は1,007,400人で、令和3年度比357,900人(55.1%)増、令和2年度比422,800人(72.3%)増、コロナ禍前の令和元年度1,116,000人(△108,600人、△9.7%)に近い入り込み数となっている。

更に、10月11日から実施された全国旅行支援や水際対策を緩和し訪日客の個人旅行を解禁するなどの環境整備も進み、低迷する県内観光業が長いトンネルから抜け出す契機と期待された。

しかしながら、冬期観光シーズンを迎える11月中旬頃から、第8波により陽性者数が全国的に急増し、長野県では医療への負荷が急激に高まっていることから医療非常事態宣言が発出され、加えて、長野県と白馬村から「新型コロナ第8波克服」県民共同宣言が発出されている。観光を基幹産業とする白馬村において、観光客数や経済活動等への影響が大いに懸念される状況となっている。

監査における指摘事項・意見は、次のとおりです。

1. コロナ禍における「村民福祉の維持・増進、サービスの向上」をどのように進めるか、「地域経済」を如何に支えるか、難題ではあるが、できるだけ村民に寄り添った対応を望みたい。
2. 白馬村事務処理規則、及び白馬村文書管理規程、白馬村教育委員会文書取扱規程に基づいた、適切な事務処理を励行されたい。
3. 税務課から村税未納対策として『自治体SMS（SMSを活用した催告）』に関する説明があった。債権（各種料金等）を保有する関係各課には情報提供されているとのことであるが、事務作業の効率化・費用対効果等についても検証し、その成果・結果については、債権保有課のみならず庁内でも情報を共有し、今後の徴収率・収納率の向上に向けた参考としていただきたい。
4. 地方創成推進交付金事業（観光）のグランピング事業が最終年度を迎えている。
村の財源確保の観点から、常日頃、国等の効果的・効率的な補助事業に関する情報収集に努め、国等の補助金・交付金等の活用も視野に入れた事業計画、業務推進を図られたい。

以上